

○総務省令第四十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十八第一項の規定に基づき、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十五日

総務大臣 金子 恭之

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(登録政治資金監査人名簿の登録事項) 第二十五条 法第十九条の十八第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 「一・二 略」 三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 イ 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合 当該弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人の名称及び所属事務所(当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所を含む。)の所在地 「ロ 略」 「四 略」	(登録政治資金監査人名簿の登録事項) 第二十五条 「同上」 「一・二 同上」 「三 同上」 イ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合 当該弁護士法人、監査法人又は税理士法人の名称及び所属事務所(当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所を含む。)の所在地 「ロ 同上」 「四 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。